五　銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
［イ～ニ　略］
ホ　経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ニに掲げる事項を除く。）
［ヘ～ヌ　略］
ル　単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率（単体自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨
［六・七　略］
［2～5　略］

**第十九条の三**　法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ヘ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

［一・二　略］
三　銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
［イ～ハ　略］
ニ　経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ハに掲げる事項を除く。）
［ホ～ト　略］
チ　連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨
［四～六　略］
（従たる外国銀行支店の設置等）

**第三十二条**　［略］

2　［略］
3　金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一　当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に相当する区分に該当するものであること。
［二・三　略］
4　［略］

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

**第三十四条の十**　銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

五　［同上］
［イ～ニ　同上］
ホ　流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項
［ヘ～ヌ　同上］
ル　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨
［六・七　同上］
［2～5　同上］

**第十九条の三**　法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ヘ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

［一・二　同上］
三　［同上］
［イ～ハ　同上］
ニ　流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項
［ホ～ト　同上］
チ　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨
［四～六　同上］
（従たる外国銀行支店の設置等）

**第三十二条**　［同上］

2　［同上］
3　［同上］

一　当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。
［二・三　同上］
4　［同上］

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

**第三十四条の十**　［同上］

［一～三　同上］